



2022年11月25日

各位

会社名 株式会社ハイブリッドテクノロジーズ
代表者名 代表取締役社長 チャンバンミン
(コード番号：4260 東証グロース)
問合せ先 取締役 C F O 平川和真
(TEL. 03-6222-9506)

定款変更に関するお知らせ

当社取締役会は、2022年12月26日開催予定の第7期定時株主総会に下記の通り「定款一部変更の件」を付議することを決議いたしましたので通りお知らせします。なお、この決議は、会社法第370条及び当社定款第24条に基づく、みなし決議の方法によりました（決議があったものとみなされた日は2022年11月25日です。）。

記

1. 提案の理由

「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されましたので、株主総会資料の電子提供制度導入に伴い、次のとおり当社定款を変更するものであります。

- 変更案第15条第1項は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供制度をとる旨を定めるものであります。
- 変更案第15条第2項は、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設けるものであります。
- 株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定（現行定款第15条）は不要となるため、これを削除するものであります。
- 上記の新設・削除に伴い、附則を設けるものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線は変更部分を表します。)

現 行 定 款	変 更 案
第3章 株 主 総 会	第3章 株 主 総 会
<u>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</u>	(削除)

第15条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示すべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。

(新設)

(新設)

(電子提供措置等)

第15条 当社は、株主総会の招集に際し株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

② 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

附則 (電子提供措置等に関する経過措置)

2022年9月1日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、定款第15条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)はなお効力を有する。

② 本附則は、2022年9月1日から6か月を経過した日または前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催予定日

2022年12月26日

定款変更の効力発生予定日

2022年12月26日

以上